

青森県報

第三千七百三十三号

平成二十一年
四月十七日
(金曜日)

目次

新幹線と県内各地を結ぶ交通に関する調査の実施……………	(新幹線・交通政策課) …… 一
過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道に関する工事の完了……………	(都市計画課) …… 二
建築基準法による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可……………	(建築住宅課) …… 二
出先機関	
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 二
土地改良区の就任及び退任……………	(東青地民局) …… 三
土地改良区の定款変更の認可……………	(同) …… 三
土地改良区の役員の退任……………	(中南地民局) …… 三
土地改良事業計画変更の認可……………	(西北地民局) …… 四
教育委員会	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(県立図書館) …… 四
公安委員会	
青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条による告示……………	(情報管理課) …… 四

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等…………… (事務局) …… 五

告 示

青森県告示第二百八十八号

新幹線と県内各地を結ぶ交通に関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的

青森県民の新幹線駅と県内各地を結ぶ交通の利用意向を調査し、新幹線二次交通の整備促進に係る基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲

青森県内在住の十八歳以上の者
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 1 報告を求める事項は次に掲げる事項とする。
 - (一) 調査対象者の状況
 - (二) 青森県外への旅行の状況
 - (三) 青森県外へ旅行する際に利用する交通機関
 - 2 報告を求める基準となる期日は、平成二十一年四月一日とする。
- 四 報告を求める者

住民基本台帳から無作為に抽出した青森県在住の十八歳以上の者とする。
- 五 報告を求めるとに用いる方法

調査は、調査票を郵送し、及び回収する方法により行う。
- 六 報告を求める期間

平成二十一年四月二十一日から同年五月十五日までとする。

青森県告示第百八十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により行った次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第八条第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

むつ市特定環境保全公共下水道

二 工事の区域

終末処理場

むつ市川内町中畑四二の六地内

三 工事の内容

終末処理場（水処理施設機械・電気設備工事及び場内整備工事）

四 工事の完了の日

平成二十一年三月十一日

青森県告示第百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十二第四項の規定により、平成十一年七月二十一日青森県告示第五百十四号（建築基準法による指定確認検査機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表中

に改める。

青森市、弘前市、八戸市、黒石市、東津軽郡、軽部郡、中津軽郡、津軽郡及び戸部の区域	青森市及び東津軽郡の区域において確認検査の業務を行う事務所、青森市本町二丁目九の一七青森県中小企業会館内、弘前市、黒石市、中津軽郡及び南津軽郡の区域において確認検査の業務を行う事務所、弘前市大字駅前三丁目四の四、八戸市及び三戸郡の区域において確認検査の業務を行う事務所、八戸市大字市川町字田ノ沢頭三の二二八戸インテリジェントプラザ内
--	--

を

青森県の区域	青森県の区域（弘前市及び八戸市の区域を除く。）において確認検査の業務を行う事務所、青森市本町二丁目九の一七青森県中小企業会館内、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡及び北津軽郡の区域並びに青森市のうち青森市浪岡の区域において確認検査の業務を行う事務所、弘前市大字駅前三丁目三の六佐々木ビル内、三戸市、十和田市、三沢市、むつ市、上北郡、下北郡及び三戸郡の区域において確認検査の業務を行う事務所、八戸市北インター工業団地一丁目四の四三八戸インテリジェントプラザ内
--------	--

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人希望の都
- 三 代表者の氏名
佐藤 裕悦
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字高田一丁目九の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森県内に在住する障害者に対し、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉サービスを提供することによって、誰もが平等に住みよい社会を目指すことを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森中部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年四月十七日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	齋藤 輝雄	青森市大字高田字日野二〇二	平成 二〇・八 五就任
"	相馬 清憲	大字安田字近野三九四の一	"
"	山崎 優	大字高田字川瀬二〇三の七	"
"	木立 謙一	大字細越字栄山九六	"

監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事	監 事	理 事
川村 輝美	木村 範昭	齋藤 正志	北山 公勇	山内 洋一	三上 悦郎	齋藤 輝雄	相馬 清憲	長内 征宇	木村 範昭	北山 公勇	木立 謙一	齋藤 正志	川村 輝美
大字八ツ役字芦谷一六一	大字細越字栄山三一	" 五二四	大字高田字川瀬三九一	" 三五二の二	大字安田字近野三四〇	大字高田字日野二〇二	大字安田字近野三九四の一	大字小館字桜刈一六一	大字細越字栄山三一	大字高田字川瀬三九一	大字細越字栄山九六	" 五一四	大字八ツ役字芦谷一六一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蟹田町土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月十七日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年四月十七日

中南地域県民局長 佐 藤 修

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	工藤 長紀	平川市杉館宮元一一九の二	平成三・二七

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、五所川原北部土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十一年二月二十三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十一年四月十七日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

事業名 維持管理

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年四月十七日

青森県立図書館長 尾 崎 光 蔵

一 特定役務の名称及び数量

電子計算組織等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立図書館

青森市大字荒川字藤戸一一九の七

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋二丁目一五の二一

六 契約金額

六千二百八十七万二千八百十二円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十一号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号）第三条の規定により、電子情報組織を使用して行わせることができる申請等の根拠となる法令等の名称及び条項並びに当該申請等に係る電子情報処理組織の使用を開始する日を定めたので、次のとおり告示する。

平成二十一年四月十七日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

根拠となる法令等の名称及び条項並びに使用を開始する日

法令等の名称	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)
条 項	第二十条第二項 第四項
使用を開始する日	平成二十一年四月十七日

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十一年四月十七日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
前田 みき	青森県労働委員会委員
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
上野パティ	青森県労働委員会委員 オールサンデーユニオン中央執行副委員長
宮古 武	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長

竹山 美虎	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
葛西藤八郎	青森県労働委員会委員 弘前航空電子労働組合執行委員長
北村真夕美	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子株式会社代表取締役会長
齊藤 敏郎	青森県労働委員会委員 社団法人青森県経営者協会専務理事
沼田 廣	青森県労働委員会委員 株式会社丸石沼田商店代表取締役社長
寺下 一之	青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役副社長
小田桐文彦	青森県労働委員会事務局局長
神 繁	青森県労働委員会事務局次長
三国谷清一	青森県労働委員会事務局審査調整課長

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭